

## 第17回 関川流域委員会 議事要旨

日時：平成20年3月25日(火)

場所：上越市社会教育館

### 1. 概要

前回委員会(第16回)にて提案された「関川水系河川整備計画(原案)に対する意見書(案)」の内容について議論し、一部追記した上で、意見書を委員会として国に提出した。

### 2. 主な議論の内容

#### ①意見書(案)の4. 流域住民の意見を踏まえた「原案」への意見について

- 1) 「整備事業の一部を開始し」の「一部」とは、具体的には何を指しているのか。
- 2) その下の文章の一つ目にある、「「原案」に沿って調査、詳細設計業務を開始」を指している。
- 3) 整備事業を開始する前に、調査、詳細設計業務を開始することは出来ないのか。事業に入ってから、調整等を含め基礎計画をつくるということになるのか。
- 4) 「整備計画の見直しをも視野に置き」という文言は、事業が始まるともう止まらないのではないかということの担保として入れている。現在の国の予算からいうと、整備計画が決定し整備事業を開始しないと詳細設計に入れないということを踏まえて、一部を開始し、調査結果、あるいは対応策の案が具体的にまとまった段階で、計画の見直しをも視野において合意形成を図るかたちになっている。
- 5) 現段階においては、関川水系河川整備計画に(原案)が付いているが、(原案)が取れ河川整備計画が成立するのは、知事の意見を踏まえてからということか。
- 6) この意見書はその手続きを進めて欲しいというものであり、関川流域委員会として、原案の内容を進めることを要望するかたちになっている。ただし、現段階では合意を得ることは困難と判断するため、合意形成を図るための手続きとして三点について提言するものである。
- 7) 意見書は大変いい内容だと思う。

河川整備計画というものは、本川に関わるものばかり調査しても、住民が理解を得るまでに必要十分な資料にならないと思う。関係機関と調整し、流域全体の河川管理者が流域全体を見据えた中、根本的な水害対策に取り組むことで、住民の疑問も解消しやすいのではないかと思う。

- 8) 意見書の文章は、「河川管理者、関連機関」というふうに必ず並列して書いている。国が責任を持ってやる部分、県に責任を持ってやる部分は、河川管理上、明確に定義はされていることは念頭に置きつつ、そこをお互いに連携しながら整合的にやって欲しいというのは、一つの要望として、流域を線ではなくて面としてとらえていこうという精神を意見書にも盛り込んだ。今後、学識経験者を主とする組織で協議しながら進めてほしい課題である。
- 9) 新潟県が潟川の整備をやっているが、関川の整備計画とリンクしていない感じを受ける。
- 10) 県の河川整備計画は、今後、関川水系河川整備基本方針・関川水系河川整備計画と調整を図りながら進めていくことになる。また、ご指摘の潟川については、整備計画との整合をとっていない訳ではなく、現況の潟川の器の中（河道内）での整備を実施していると理解している。
- 11) 国の関川水系河川整備計画原案説明会に参加した感想だが、いままで河川管理者による説明会があまりなかったためか、対決色のあるものだったと感じた。  
保倉川放水路を進めていくのにあたっては、関川流域委員会のような調整役を果たす組織が必要だと思うので、提言の二つ目については非常に大賛成である。  
ただ、保倉川放水路の検討を主目的にした委員会となるため、新たにメンバーを選任し直して、より住民と議論を重ねていく場を多く持つていくことを要望の中に入れて欲しい。
- 12) 提言の三点目の「合意形成を図る役割」の前に、「積極的に」という文言を追加し、先の意見を強調するということが良いか。
- 13) 提言の三点目のさらなる合意形成は非常に大事だと思うが、何をもちて合意形成とするのか。
- 14) 何をもちて合意形成とするのかについては、新しい組織が決めることであると考え。個人的な意見としては、合意形成というものはコミュニティとしての合意を図るのが目的だと思う。
- 15) 合意形成については、確かに個人の合意ではなく、社会集団の間、つまり利益を受ける側と不利益を受ける側、その集団間の合意が大事だと思う。
- 16) 県などの承認を得て、関川水系河川整備計画の「原案」というのが取れる。それ以降、調査・詳細業務などを開始するということなのか。
- 17) 「原案」に対して本流域委員会からの意見書を国に示し、その意見を踏まえて国は「案」を作り、この「案」について知事の意見を求め、その後、河川整備計画が策定し事業を開始する。
- 18) その時点で関川流域委員会は閉会するということになるのか。
- 19) 関川流域委員会の目的は河川整備計画検討に向けてとなっている。河川整備計画が策定され、

事業を実施する段階になったとき、この関川流域委員会の定義された目的外にあると思う。ただし、意見書には合意形成がまだ得られておらず、計画の見直しまで含めて考えることになっているため、関川流域委員会がこの規約の下でやることも可能であると思う。

- 20) 洪水対策ということで内水被害の問題等がクローズアップしていて、それは国では具体的に実施しきれない部分が多く含んでいるため、平成15年から流域委員会が行ってきたアンケート調査、車座意見交換会や最終的には国の説明会までに出された意見等々の資料を県などに提示し、県がこれから進める河川整備計画を策定するにあたっては、これらについて検討しつつ計画を立てるという項目を、3つの提言の下に追加できないか。
- 21) 国の関川水系河川整備計画原案に対する意見書なので、県管理のところへ直接意見を述べることは行政上の枠組みから難しいと思う。しかし、その点に配慮して、資料5に委員会の見解として「河川管理者である新潟県と協議しつつ、予算の効果的な配分と地元住民との協議により、環境の維持保全を中心とした流域全体のマネジメントの向上に務める」という書き方をしている。
- 22) 県管理区間の河川整備計画は、関川水系河川整備基本方針に基づき、関川水系河川整備計画と十分に調整を図りながら行うとともに、県でも学識経験者、地域の関係の方々を含めた流域協議会を諮って、意見を伺いながら策定することとしている。また、今回の県に関する質問・意見についても十分配慮しながら計画を策定していく考えである。

## ②意見書(案) 5. 総括意見について

- 23) 総括意見の中で、3頁の下から4行目から3行目にかけて「整備計画」が出てくるが、ここに案が入っていないのはおかしいのでは。
- 24) 整備計画が認められて初めて調査・詳細設計が行われるため、ここに案は入らない。
- 25) 4頁の一番上「整備計画立案が不可欠である」とあるが、原案が出来ているということは、案をもう立てているといえるので、言葉を正確にしていきたい。
- 26) 確かに「立案」というのはプロセスのため、「整備計画(案)」に修正する。
- 27) 地域住民はやはり整備計画を待っていると思う。度重なる水害があり、最近は大規模な水害も懸念されている。こういう意見書を出すことが、合意形成を図るには一番早いと考えており、ぜひ県の方には知事にも報告してもらいたいし、国にもこの意見書の背景を理解してもらいたいと思う。
- 28) 流域委員会で「アンケートに協力してください」と夷浜の自治会にお願いしたとき、最初はほんもほろろだったのが、最終的にはアンケートに協力してもらえるようになった。あの45分あま

りの対話が非常に印象深く残っている。平成8年に保倉川放水路の案が出されて反対の看板が立ち、話し合いのテーブルにも付かない状態から、この6年あまりの間に、意見交換会等に出て意見を言ってくれる段階まで来たという意味においては、大変な前進があったと思う。

- 29) 意見書の総括意見について、概ね良いと思う。この文書の中で、「ただし」以降を強調して国のほうには考えていただきたい。住民と行政のいろいろな対立の場面・問題が起きた場合に話を聞くと、行政が説明をしたつもりでいても、住民は自分のところには来ていない、話は聞いていない、誠意が見られないというものが必ずある。

これは人間の感情の問題であり、この治水という目的が大変良いことであっても、個々の利害があるため、やはり膝を詰めて一人一人の表情を見ながら意見を聞き、これをくみ取ってこそ、初めて生きた計画が出来ると思う。そのため、この意見書を踏まえたいうえで、国には血の通った対応をして欲しい。

計画を一部着手して、見直しを視野にという部分があるが、これはやっぱり違うというところがあれば、踏みとどまって考え直すことも必要になるかと思う。そういう部分も含めて今後の計画、スケジュールを考えてもらいたい。

- 30) 現在の保倉川というのは、その昔、日本海に直接流れていたのだが、それを関川に合流させた時から、何百年もそのままであった。だから、もし保倉川放水路が実現できれば、流域一帯として放出部を調整すれば元通りの保倉川に戻ると思う。

- 31) 大変長い時間をかけ、遠回りしながら、合意形成を得るために、きめの細かい会議の進め方をしてきたことをすばらしいと思う。

意見書として最後のまとめができたからには、できるだけ早く、具体的な調査を国には実施してほしいと願う。その次のステップに進む過程で、ぜひこの関川流域委員会の考え方に沿って、できるだけ早く整備計画を実現してもらうために努力して欲しいと思う。

- 32) 3頁の提言の一つめ、「河川管理者は、基本的に「原案」にそって調査、詳細設計業務を開始し」に「早急に」という文言を入れ、「調査、詳細設計業務を早急に開始し」としたい。

- 33) 公共事業は財源が削減され、非常に厳しい状況であり、その中で、ここまで住民の不安や懸念材料、個別の問題をまとめてもらったということに感謝を申し上げる。

今後は、予算などの行政の仕組みについても勉強し、地域としても推進ができるように応援体制を取っていくということも非常に大事である。実際に整備が進むことによって、初めて住民が心配していることが解消されると思う。

- 34) 原案のとりまとめの中で、やはり保倉川放水路という地元の問題に至った訳だが、合意形成というと、まさにこの委員会でのとりまとめそのものが合意形成だったと感じている。

この意見書はすばらしいと思うので、今後は、行政がしっかりこれに沿って進めて欲しい。

特に、一部事業が先行するため、1日も早く進むようにして欲しいし、調査・設計段階で、住民の方々との協議も同時に進行できるかたちにしてもらいたいと思う。

35) 意見書については、この（案）を取って国へ提出する。また、各委員からのご指摘のとおり、三つの提言はこの意見書の骨格となるため、その実現に向けて努力して欲しい。この意見書の提出をもって議事を終了する。

以上